

令和2年度

# 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために  
一時金を支給します！



今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要**です。

※支給を希望しない場合等は、5月29日(金)までに結婚・子育て応援課までご連絡ください。

## 1. 支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

## 2. 対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、  
児童手当の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

## 3. 給付額

対象児童1人につき、**1万円**です。



## 4. 支給時期

対象の方には、**6月10日頃**に支給します。

確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

## 5. 支給方法

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※口座解約・変更等により、指定口座への振込ができない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、結婚・子育て応援課までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！



# 申請は不要です。入善町では6月10日頃に支給します。

入善町

①給付金のご案内を送付します。

②給付金の受給を希望しない場合等のみ、結婚・子育て応援課までご連絡ください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。

子育て世帯

## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、入善町で「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

避難している方へ「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

## お問い合わせ

入善町役場 結婚・子育て応援課 子育て支援係

「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

☎ (0765)72-1857



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに入善町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに入善町か警察にご連絡ください。